

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第760号 平成26年6月27日

景観保全

北海道は、2016年（平成28年）3月に予定されている北海道新幹線の開業に向け、「道屋外広告物条例」を改正して、新幹線沿線の広告物を規制する方針を固めたとの事です（4月14日付北海道新聞から）。

北海道では屋外広告物に関して、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物条例により特定の地域で屋外に広告物を表示する事を禁止したり、許可を受けなければ表示する事が出来ない等の規制を行ったりしています。

こうした中、北海道では、新幹線の開業を目前にして、車窓からの良好な景観を保全するためには規制の強化が必要と判断したようです。

今回、北海道が検討している新たな規制対象区域は、商業地域や工業地域、トンネル等を除いた新幹線沿線の両側500メートル以内で、このエリア内の事務所や店舗が建物等に掲げる自家用広告物については表示面積10平方メートル、高さ5メートル以下に制限すると共に、事務所等を伴わない宣伝広告を禁ずる他、病院等の公共的な民間施設の案内用広告物についても、1面の表示面積を3.5平方メートル、高さを5メートル以下に限る考えのようです。

景観というのは、白川郷や古都京都に代表される歴史的街並み、棚田等の田園風景等多くの先人の努力によって守られ、引き継がれて来た貴重な国民的資産です。

こうした貴重で美しい景観は、非常に脆いもので、常に、乱開発等による自然景観の破壊や街並みへの配慮を欠いた都市開発等の危険に晒されています。

現在、景観法や景観条例はじめ都市計画法や建築基準法等各種の法律や条例等によって景観を損なう行為が規制されていますが、それにもかかわらず、道路を走っていて遠くからでもそれと分かる大きな看板が目飛び込んで来たとか、落ち着いた住宅街にあって突然奇をてらったようなけばけばしい外壁の家に出会って驚いたといった経験をお持ちの方は多いと思います。

いくら規制はクリアしていても、景観への配慮が感じられないのは非常に残念であり、無神経との誹りは免れないと思います。

屋外広告物は重要な広報媒体である事は確かですが、無秩序な屋外広告物が景観を破壊してしまう事は明らかです。また、個人の住宅やビルについても、幾ら個人の財産であり、表現の自由があるとはいっても、周りの景観を無視して良いという

事にはならないでしょう。

景観は、一人の力で守れるものではありませんし、まして、規制を強化すれば、それで効果が上がるというものでもないと思います。まずは、道民一人一人が景観の重要性について共通認識を深めるよう努力する事が大事ではないでしょうか。

なお、北海道では、今冬にも道議会に「屋外広告物条例改正案」を提案する予定としています。（塾頭：吉田 洋一）